

論壇

中小企業会計・新たなルール設定へ！

1、中小企業会計問題の発端

中小企業会計のあり方が問題となった発端は、平成14年の商法改正によって、会社の計算規則が法律から法務省令へ移行したことにある。これは、我が国の会計基準が国際基準との調和を進める中、会社法としてもそれに円滑に対応するためでもある。しかし、そのことは、国際基準との関係が薄く、かつ、会計処理能力が脆弱な中小企業に負担を課し、悪影響を及ぼすとの懸念を惹起した。

そのため、前記商法改正に際し、計算規則の省令化に伴い中小企業に過重な負担を課さないための特段の措置を講じるよう衆議院及び参議院の附帯決議があった。これを受けて、中小企業庁は、「中小企業の会計に関する研究会」を発足させ、平成14年6月、「中小企業の会計」という報告書を公表した。この報告書は、中小企業が直面する会計処

2、中小指針への統一とその問題点

前述のように、平成14年の商法改正を契機に中小企

業の負担軽減を図るために、結果的には3つの会計基準（指針）が併存することになった。このことは、体系的な指針を示すものであった。しかし、より具体的な会計処理の指針については、実際に中小企業の財務諸表作成を指導する税理士及び公認会計士の各団体に委ねられることになった。かくして、日税連は、平成14年12月、「中小企業会計基準委員会」の報告書に基づいて、「中小企業会計基準」を公表し、これを会員税理士の業務の指針とした。他方、日本公認会計士協会は、平成15年6月、「中小企業の会計のあり方に関する研究報告書」を公表した。両者の特徴は、前者が中小企業独自の会計ルールである（ダブルスタンダード）ことを強調していることに対し、後者が会計は一つである（シングルスタンダード）という点を強調して簡略法を認めることにある。

3、平成22年両研究会の成果

このような中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

業の負担軽減を図るために、結果的には3つの会計基準（指針）が併存することになった。このことは、体系的な指針を示すものであった。しかし、より具体的な会計処理の指針については、実際に中小企業の財務諸表作成を指導する税理士及び公認会計士の各団体に委ねられることになった。かくして、日税連は、平成14年12月、「中小企業会計基準委員会」の報告書に基づいて、「中小企業会計基準」を公表し、これを会員税理士の業務の指針とした。他方、日本公認会計士協会は、平成15年6月、「中小企業の会計のあり方に関する研究報告書」を公表した。両者の特徴は、前者が中小企業独自の会計ルールである（ダブルスタンダード）ことを強調していることに対し、後者が会計は一つである（シングルスタンダード）という点を強調して簡略法を認めることにある。

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

4、新会計ルールの検討状況

前述の中小企業報告書及びASBJ報告書を受け、平成23年2月、中小企業庁及び金融庁が共同事務局となり、「中小企業の会計に関する検討会」が発足し、同検討会の下に、「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」が設置された。そのワーキンググループでは、既に6回に渡って、具体的な新会計ルールのあり方が検討されている。

また、検討方法においては、従来は、中小企業庁等の官側からルール案が提示されて、それについて検討する方法がとられてきたが、この検討会では、中小

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に



品川芳宣氏
早稲田大学大学院教授
中小企業の会計に関する検討会座長代理、同検討会ワーキンググループ委員、日本商工会議所・企業会計専門委員会委員長

小指針とは別に、新たな中小企業会計ルールを設定することで一致した。その新ルールについては、国際基準の影響を受けないもので、中小企業の実態に即して理解され易く、税法との調整（親和性）を図りつつ、会社法431条に定められている「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するものを取りまとめる、というものである。また、中小指針については、会計参加が抱えるべきものとして一定の水準を維持しつつ、一層利用し易いものにするというものであった。なお、新ルールの作成主体は、中小企業団体が中核となることが望ましいとして、今後、関係者にて検討することとされた。

企業側が自前の会計ルール作りを行うという趣旨もあって、中小企業団体の中核となつている日本商工会議所側から新ルール案が提示されてその是非が検討されている。

また、新ルール案の具体的な内容については、いわゆるボリューム・ゾーンにある中小企業が普遍的に利用するであろう勘定科目等について、簡潔な会計処理となるよう検討しているが、その主要項目は、次のとおりである。

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

- (3) 金銭債権・金銭債務
- (4) 貸倒損失・貸倒引当金
- (5) 有価証券
- (6) 棚卸資産
- (7) 経過勘定
- (8) 固定資産
- (9) 繰延資産
- (10) リース取引
- (11) 引当金
- (12) 外貨建取引等
- (13) 注記
- (14) その他・様式等

5、新ルールの活用(普及)方法

以上のように、中小企業会計については、中小指針とは別に新たなルールがまとめらるうとしてい。もう一つの問題は、この新ルールをどのように普及させていくかである。新ルールの適用対象は、中小指針が会計参加対象を対象とするものであるから、それ以外のほとんどの中小企業にすることが予定されている。

新ルールの作成には、日税連及び会計士協会の代表の方も参加しているわけであるが、両団体とも新ルールの普及に努められるものと思われる。しかし、両団

るように、かつ、中小企業の会計実務に沿うように検討が進められている。そのため、その内容においては、企業会計原則上の会計処理、会社計算規則の取扱、法人税法との関係等が重視され、かつ、中小企業の会計実務の実態に配慮した簡潔なものが目途とされている。このような検討が進むと、現行の中小指針よりも相当理解し易い新ルールが出来るものと思われる。

このように中小指針に対する批判は、IFRS導入が具体的化されることにより、中小指針も一層その影響を受けるのではないかと懸念され、一層高まることとなった。そのため、平成22年に入って、中小企業庁は、「中小企業の会計に

参考文献

品川芳宣「中小企業会計の新たな展開―中小企業の発展と税理士業務の確立に向

けて―」(税理2010年12月号163頁)